

- (2) 敷地内雑排水経路及び排水先を記入する。
- (3) 土地の証明(公図写し)は、新築増築とも必要。
- (4) 建築基準法第43条1項ただし書きに抵触する可能性がある場合は、県、建築課と打ち合わせる。
[高崎土木事務所、建築課](#)
- (5) 建築敷地の接道状況がわかる現況写真を添付する。

6. その他

[浄化槽仕様書]

- ・ 所要部数3部 (正・副・[西部環境森林事務所](#))
 - ・ 浄化槽仕様書：建築確認申請(建物の新築)に伴うもの。
 - ・ 浄化槽設置届出書：トイレの改装等によるもの。
 - ・ 浄化槽変更届出書：人槽(大きさ)や処理方式の変更によるもの。
- ※下水道管に接続するなどにより浄化槽が不要になったものについては浄化槽廃止届出書を西部環境森林事務所に提出してください。
- ・ 排水先が農業用水の場合は事前に協議が必要。
[浄化槽設置補助金について](#)

[安中市狭あい道路の整備に関する協議]

- ・ 法第42条2項道路に接する土地において建築行為をする場合、確認申請を行う前に後退用地等の帰属、整備方法等についての協議が必要。
[安中市狭あい道路の整備について](#)

[用途地域の指定のない区域の建築制限について]

- ・ [用途地域の指定のない区域\(いわゆる白地地域\)の建築制限について](#)

[省エネ法について]

- ・ 特定建築物のうち、第1種特定建築物(床面積が2,000㎡以上)は、新築・増改築及び大規模修繕の際に、第2種特定建築物(床面積が300㎡以上、2,000㎡未満)は、新築・増改築の際に、省エネ措置を所管行政庁に届け出が必要。
[省エネ法について](#)

[人にやさしい福祉の街づくり条例について]

- ・ [人にやさしい福祉のまちづくり条例について](#)

[その他、補助金について]

- ・ [生け垣の設置に対する補助金について](#)
- ・ [住宅用太陽熱温水器、ソーラーシステムの設置費補助金について](#)